

令和7年度 松山市立和気小学校いじめ防止基本方針

令和7年 4月 9日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、和気小学校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導、教務主任、
人権・同和教育主任、学年主任、
養護教諭

【家庭地域等】

学校評議員（PTA会長、公民館長、
地域有識者等）

【外部専門家】

支援センター
弁護士
松山西警察署
等

【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援
センター
松山市子ども総合相
談センター
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめの防止の視点を盛り込む。
- ④ 豊かな関わり合いを通じた道徳性を涵養する。
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じ合ったりすることのできる学年・学級経営を充実させる。
- ⑥ 児童会活動において、「まつやま・いじめ0の日」にいじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画する。愛媛県内小中学生による「えひめいじめSTOP! ティ plus」や松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。
- ⑨ ネットやSNSなどによるいじめ防止のためのネットモラルに関してゲストティーチャーによる講演を実施する。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	いじめ防止アンケート 五回	いじめ防止対策委員会（校内） 十回	いじめ防止対策委員会（含家庭地域等）・・・学校いじめ防止基本方針の策定、修正				
			①生徒指導に関する校内研修 ☆教育相談週間→個別懇談	健全育成委員会	人権・道徳教育の充実	学級・学年経営の充実	特別活動・縦割り班活動等の 活性化（いじめ〇の日）
			②いじめに関する校内研修 ☆人権参観日・人権集会等 ☆教育相談週間→個別懇談				
二 学 期			③生徒指導に関する校内研修 ☆教育相談週間	健全育成委員会			
三 学 期			いじめ防止対策委員会（含家庭地域等）・・・学校いじめ防止基本方針の検証				

【早期発見】

- ① 児童のささいな変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（ケース会議、学年部会、生徒指導部会、職員会議の有効活用）
- ② 定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」「LINE 相談窓口」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ち掛けられない児童や、いじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を幅広く把握し、早期発見、早期解決を図る。
- ⑤ 学校以外の相談窓口（「松山市こども総合相談」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実確認を行い、事実を隠すことなく保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導、支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への対応
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止を含めた上で立てる）の作成や、警察等との連携を含めて毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの実態調査
定期的に10日（まつやま・いじめ0の日）にアンケート調査や教育相談を実施し、その結果から聞き取り調査（教育相談）を行い、絞り込む。ただし、緊急の場合は適宜アンケート調査を行う。
- ⑥ 集団への働き掛けと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネットやSNS 上でのいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネットやSNS 上の不適切な書き込み等については、松山西警察署に連絡をするとともに、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認められる時は、松山西警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに松山西警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を共有する。

【子ども、家庭、地域に協力を求めること】

子どもに求めること	○友達や地域の方などに、明るく笑顔で挨拶をしたり、気持ちのよい返事をしたりしましょう。 ○相手の気持ちを考えて、自分がされて嫌なことは絶対しないようにしましょう。 ○「ふわふわ言葉」を使い、「ちくちく言葉」をやめて、みんなが気持ちよく過ごせるようにしましょう。 ○自分一人で悩まず、保護者の方、先生、友達などに相談しましょう。 ○いじめを見付けたら、「だれかに知らせる、止める行動」を起こしましょう。
家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○子どもの様子が変わったと思ったら、迷わず学校や警察などに相談し、協力して対応しましょう。 ○わが子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けてください。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域は子どもたちにとっての安らぎの場となるようにしましょう。